

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

障害や病気があった兄弟姉妹や親族が、
子どもができなくなる手術を受けた
と聞いたことがある。

現在、宮城県では、「旧優生保護法補償金等支給法」による補償金などの申請を受け付けています。
該当する期間に、旧優生保護法に基づき「障害や病気等」を理由として
優生手術や人工妊娠中絶を受けることを強いられた方には、補償金などが支給されます。
ご自身・ご家族の手術にお心当たりがある方、補償金の請求手続きについてお知りになりたい方は、県の相談窓口までご連絡ください。

ご自身やパートナーの障害や病気が
遺伝するから「子どもを諦めるように」と、
周囲から中絶手術を勧められ、
断ることができなかった。

該当期間	昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間		
対象者	該当期間の間に旧優生保護法に基づき、「障害や病気等」を理由に優生手術を受けた方		該当期間の間に旧優生保護法に基づき、「障害や病気等」を理由に人工妊娠中絶を受けた方
	①補償金	②一時金	③一時金
	○ご本人及び配偶者 ○ご本人が死亡している場合はその遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪)	生存しているご本人	生存しているご本人
支給額	本人 1500万円 配偶者 500万円	320万円	200万円
請求期限	令和12年1月16日まで		
請求方法	○ご本人やご家族、代理人が請求できます。 ○ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートする制度をご利用いただけます。		

※配偶者には、本人の手術日から令和6年10月16日までに婚姻(事実婚を含む)をしていた方も含みます。 ※既に②の支給を受けている方も①の申請ができます。 ※②の支給を受けた方は、③は支給されません。

こども家庭庁旧優生保護法補償金等
特設サイトはこちら

「旧優生保護法による優生手術・
人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」

こちらからわかりやすい日本語で記載
されたリーフレットをご覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>

相談窓口

宮城県保健福祉部子育て社会推進課

旧優生保護法補償制度担当

TEL 022-211-2322

FAX 022-211-2591

メール kosodates@pref.miyagi.lg.jp

時間 9:00～17:00(月～金曜)